

HC 行動原則(フィデューシャリー宣言)の遵守状況の振り返り

2022 年 10 月 31 日

2022 年 4 月から 2022 年 9 月期の遵守状況の振り返りを行いました。結果は下記の通りとなっております。(下記、原則の条および項のみ抜粋。「●」記載事項が該当原則の今期振り返り結果となります)

記

HC 行動原則

1 策定経緯

2 共通原則

2.1 利益相反の禁止

- 2022 年 4 月ー2022 年 9 月の期間、新契約の締結はありません。
- 2022 年 4 月ー2022 年 9 月の期間、有価証券、為替、短資取引の発注先、投資対象先の選定において利害関係者取引はありません。当社役職員の外国籍投信に係わる SPC の Director 兼職については、お客様の利益に資するため遵守上問題ないと判断しています。
- 運用会社との業務提携、出資等の特別な関係はありません。投資先ファンドのアドバイザーボード等への当社役職員の新たな就任はありません。
- HC では、利益相反の起こりやすい企業グループ内の製販並立はありません。社内に営業専任の部門はなく、営業目標は持ちません。経営計画における予算(営業収益)は、売上目標ではなく、過去の増額等の実績を基に保守的に策定した経営管理上の指標です。予算達成に向けた役職員に対する目標設定はありません。

2.2 報酬の合理性

- 顧客資産の規模や運用内容等の差異に応じた合理的な報酬率を適用しています。報酬に差異がある場合は、顧客資産の規模、運用内容、付随関連する顧客サービス等の差異に応じた合理性を確認しています。
- HC の営業収益は中長期に安定して資産運用サービスを継続するのに必要な資本利潤を上回りません。適正な経営経費に基づく報酬の適正性を確認しています。
- 当年度営業収益見込み 579 百万円 ≤ 資本利潤 947 百万円
資本利潤は、ストレス対応等の自己資本の厚みに総費用を加え算出しています。
- 売上と費用の比率は概ね一定し、経営効率を維持しています。

2.3 最善を尽くす責務

- 既存のお客様に当社を紹介頂いたことを端緒とする契約が、最大比率(26%)を占めます。

2.4 顧客の特定と理解

- 今期はファンドの償還に伴う口座の解約が 2 件ありました。継続運用頂けるよう提案力を強化し、常時注目戦略について協議できるように一層努力します。
- 5 年超の契約継続率、増額率は、70-90%で推移、契約期間が 5 年超の顧客が過半を占めます。

2.5 顧客に対する説明と報告

- 運用環境が変化するなか、顧客に対し、投資判断の根拠をご理解いただけるよう説明力を強化し、顧客の運用目標達成を目指して参ります。

2.6 文化の醸成

- 顧客利益を意識した役職員の自主自立的なコミットメントに重点を置き、2017 年より役職員の育成・評価・登用を一新し継続しています。
自己に対するコミットメントは、同時に会社(顧客)へのコミットメントとなり、顧客との共通価値の創造をめざす意識醸成を図り、毎週開催される委員会を通じて各業務の統制を確認しています。
- フィデューシャリー連絡会の開催は 2022 年 4 月から 2022 年 9 月末迄の期間において、6 回開催。平均出席率 98%(常勤取締役、職員)。
新入社員参画も踏まえ、フィデューシャリー概念、HC が目指すプロフェッショナリズムを改めて共有し、リスクカルチャーの醸成、プロ同士の相互監視が徹底されるよう育成。手法として生産性と一体感を高めるために実施すべきことの意見交換を行いました。また、HC 組織規律と社内規程類の再確認やマナーロンダリン研修、対応業務での気づき改善点などの意見交換等を実施しました。

2.7 遵守態勢

- 投資運用機能は投資業務委員会、コーポレート機能は総務企画委員会にてそれぞれ隔週で開催される委員会で統制を図っており、遵守状況を確認、経営会議を通じて取締役会へ報告しています。
- 取締役会は、運用プロフェッショナル及び独立した 2 名の社外取締役とで構成されています。なお、財務・会計に関する適切な知見を有する独立した 2 名の社外監査役を選任しております。取締役会で、2022 年 10 月に遵守状況の振り返り結果を承認しました。

3 投資一任業務に関する原則

3.1 顧客ごとの完全な個別対応

3.2 顧客についての深い理解に基づく創造的提案

3.3 顧客ごとの運用内容に応じた説明と報告の個別対応

3.4 個別契約ごとの特性に応じた報酬の設定

3.5 業務の特性により、実施しない金融庁原則

- 顧客提案の頻度や水準を平準化して更なるサービスの改善、強化を図っていく方針です。
- 一体運営で業務の効率化や課題認識、法令遵守体制は強化されましたが、今後さらに徹底して参ります。

4 適格機関投資家向け私募投資信託の業務に関する原則

4.1 投資目的の標準化

4.2 特定少数顧客限定

4.3 投資戦略の説明と報告の顧客ごとの対応

4.4 報酬率の設定における規模の経済の還元

4.5 業務の特性により、実施しない金融庁原則

- 顧客の投資目的に応じて最適なサービス提供を心掛けています。遵守状況は問題のないことを確認しましたが、一層のサービス強化を図ります。

5 個人投資家向け公募投資信託の業務に関する原則

5.1 HC インカム限定

5.2 媒介による直接販売

5.3 投資戦略の説明と報告

5.4 報酬についての考え方

5.5 業務の特性により、実施しない金融庁原則

- 投資信託協会会員調査で4点不備(1. 流動性リスク管理態勢の不備、2. 約款の不備、3. 財産上の利益を提供する行為、4. 業務運営体制の不備)が指摘されました。受益者不利な事項はありませんが、不備は修正し、一層の法令遵守態勢強化を図ります。

6 その他の業務に関する原則

6.1 投資助言業

6.2 投資対象の創出にかかわる業務

- 2022年4月から2022年9月の期間において、本業務の実績はありませんでした。

7 HC原則と金融庁原則の対応関係

以上